

健康増進センター運動講座事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が実施する健康増進センター運動講座事業実施業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 健康増進センター運動講座事業実施業務
- (2) 目的 健康面での心がけが不十分な傾向にある健康無関心層等の市民を対象に、専門的な知識を持つ指導員による生活習慣病やフレイル予防等に関する運動講座を実施することで、市民の健康寿命の延伸、生活習慣の改善、健康格差の縮小を図ることとする。
- (3) 内容 別紙「健康増進センター運動講座事業実施業務 仕様書」のとおり
- (4) 実施講座名，定員および開設数等

講座名	定員	実施曜日	実施時間帯	実施回数
①運動初心者向け講座	各回 30名	月	午前	原則 週1回 (各コマ R8年度：26回 R9年度：51回 全77回)
		水	午前	
		木	午後	
		金	午後	
②保健指導対象者向け講座（平日日中）	各回 30名	月	午後	
		水	午後	
		木・金 のいずれか1日	午前	
③保健指導対象者向け講座（平日夜間） ※祝日は実施しないこととし、別日の同時間帯に振替実施すること。	30名	月・水・木・金 のいずれか1日	夜間	
④若い世代向け講座	30名	日	午後	原則 月1回 (R8年度：6回 R9年度：12回 全18回)

上記の表における実施回数は、各講座1枠（以下「1コマ」という。）あたりの実施回数とする。

なお、本要領において「1コマ」とは、特定の曜日・時間帯において年間を

通じて実施する講座枠をいう。

(5) 履行期間 令和8年10月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

(6) 契約上限額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

講座名	1コマあたり契約上限額		
	令和8年度	令和9年度	合計
①運動初心者向け講座	1,051,600円	2,041,600円	3,093,200円
②保健指導対象者向け講座(平日日中)	1,182,500円	2,282,500円	3,465,000円
③保健指導対象者向け講座(平日夜間)	839,300円	1,609,300円	2,448,600円
④若い世代向け講座	154,000円	286,000円	440,000円

提案にあたっては、各年度の契約上限額の範囲内に収めること。

(7) 業務担当部課 函館市保健福祉部健康増進課(函館市総合保健センター3F)
〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号
電話 (0138) 32-1515
FAX (0138) 32-1526
e-mail hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp
担当 長谷川・木村

2 スケジュール

公募開始	令和8年3月16日(月)
説明会	令和8年3月25日(水)
参加申込書提出期限	令和8年3月31日(火)午後5時まで
質問書提出期限	令和8年4月3日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和8年4月3日(金)まで
企画提案書提出期限	令和8年5月7日(木)午後5時まで
審査	令和8年5月下旬
選定結果通知・公表	令和8年6月上旬
契約締結	令和8年6月下旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 函館市暴力団等排除設置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人でないこと。

4 説明会

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
- (2) 場所 函館市総合保健センター 2 階 会議室（函館市五稜郭町 2 3-1）
- (3) 申込方法 参加希望者は，3 月 23 日（月）までに説明会参加申込書（様式 1）により事務局あてに電子メールで申し込むこと ※参加は必須ではない。

5 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は，「質問書」（様式 2）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 4 月 3 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出先 1 (7) に同じ
- (3) 提出方法 電子メールによる
- (4) 回答方法 市ホームページに掲載し，個別には回答しない。また，回答は，本要領の追加または修正とみなす。なお，意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

6 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は，次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。ただし，函館市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあつては，③～⑥までの書類の提出を不要とする。

なお，期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は，このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式3）
- ② 誓約書（様式4）
- ③ 交付3ヶ月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 直近1期分の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑤ 交付3ヶ月以内の函館市の市税の納税証明書（写）
⇒ 納税義務がある場合
- ⑥ 交付3ヶ月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
⇒ 未納の税額がないことの証明書

イ 提出期限

令和8年3月31日（火）午後5時まで

ウ 提出先

1(7)に同じ

エ 提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は上記イ必着とする。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和8年4月3日（金）までに申込者へ結果を通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書（様式5）

ア 運動初心者向け講座、保健指導対象者向け講座および若い世代向け講座いずれかのみ提案、または全て提案することも可能。

イ 企画提案書等は講座ごとに作成し、1者につき1講座ごとに1提案とする。

ウ 各講座における受託可能コマ数を示すとともに、受託した場合の実施曜日を示すこと。また実施曜日が複数から選択できる場合、実施可能な曜日を全て提案すること。

なお、講座の実施曜日については、受託者からの応募状況等により、希望する曜日において講座枠が埋まらない場合があることから、市と受託者が協議のうえ、提案内容に記載された代替曜日を含め、実施曜日を調整することがある。

エ 講座の内容は、各講座の受託可能コマ数が複数の場合も同一のものとする。

オ 受託候補者の選定、受託コマ数の指定については8(3)による。

(2) 企画提案書別紙（様式5別紙）

次の各項目について提案すること。

ア 受託を希望する理由

イ プログラムの内容および特色

ウ 講座内容・所要時間

エ 参加者が運動等を継続するためのプログラムおよび配布資料の工夫点

⇒ 配布資料（案）を添付すること

オ 指導者・従事者等配置計画

※ 運動初心者向け講座および保健指導対象者向け講座を提案する場合，生活習慣病の発症や重症化の予防および心身機能の低下の防止等に関する資格を有することとし，具体的な資格等については事前に市に確認すること。

カ 安全管理体制等について

キ 幅広い世代を対象とした運動講座等，類似事業実績

(3) 見積書

提案見積金額は1講座実施にかかる金額（消費税および地方消費税相当額を含む）とし，1コマごとの積算内訳を添付すること。

※ 提案できる講座数やコマ数に制限はないが，提出された提案見積額の合計金額のうち，生活習慣病の発症や重症化の予防および心身機能の低下の防止等に関する資格を有する者の一人一年度当たりの人件費を4,100千円（税込）以内とすること。

なお，当該資格を有しない者の人件費については上限額を設けないが，コマごとの契約上限額内での提案に留意すること。

(4) 提出部数

ア 企画提案書（様式5），企画提案書別紙（様式5別紙）および添付資料等は正本1部，副本5部を綴じずに提出すること。

イ 見積書

正本1部

ウ 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時まで

エ 提出先

1(7)に同じ

オ 提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は上記ウ必着とする。

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は，プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は，企画提案者から提出された企画提案書等について，函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき，同条例第7

条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

8 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価および選定を行うため、5名で構成された健康増進センター運動講座事業実施業務に係るプロポーザル審査委員会を設置する。

(2) 審査項目および評価基準

企画提案書等により、別紙で示す評価基準に基づき書類審査および評価を行う。プレゼンテーションは行わないが、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを行う場合は、対象者、実施方法および日時等について、別途市から通知する。

(3) 受託候補者の選定および受託コマ数の指定

審査項目ごとに、各委員(5名)の評価点の合計値をその審査項目の評価点とする。

評価点の合計が350点以上の者を受託候補者として選定し順位を付け、市に推薦する。

評価点の合計が同点となるものが2者以上あるときは、審査項目「1」の評価点が高い者を上位者として決定する。それでもなお同点の場合は、審査項目「1①」の評価点により決するなど、次数の高い順に評価点の高い者を上位者とする。

審査結果を踏まえ、市において受託候補者を決定するとともに、受託コマ数の指定を行う。

9 審査結果の通知

受託候補者の選定後、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。電話、FAX、電子メール等による審査結果の問い合わせには一切応じない。また、選定結果に対しての異議申し立ては受けしない。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名

- ・全企画提案者の評価点合計
- ※ 受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。また，受託候補者以外が1者の場合は，その者の評価点も表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い，内容について合意のうえ，当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は，当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し，市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で，随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成，提出等に要する経費は，提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて提案者が負う。
- (5) 感染症予防対策等のため，市と協議により契約内容につき変更・修正を加える場合がある